

刑事訴訟法

第1 設問前段について

- 1 甲の弁護人は、①と②の事件は包括一罪の関係にある。よって、②事件は①事件の確定判決の効力である一事不再理効が及ぶことにより、免訴判決（337条1号）をすべきと主張している。
- 2 では、裁判所はどのように判断すべきか。①と②が包括一罪の関係にある場合、①事件の判決確定による一事不再理効が②事件に及ぶか。一事不再理効の客観的範囲が問題となる。

(1) この点について、一事不再理効（憲法39条前段後半、後段）とは、同一事件について、再度の起訴を許さないとする効力をいう。かかる一事不再理効が認められる根拠は、刑事事件は物心両面で大きな負担を課するため、一度訴追、処罰の危険を課されたのであれば、同一事件について二度と訴追等の危険を課すべきではないという、二重の危険の禁止の法理にある。

そして、検察官は「公訴事実の同一性」（312条1項）の範囲内で審判対象を設定し直すことができるため、被告人は、かかる範囲内で訴追、処罰の危険にさらされているといえる。

そこで、一事不再理効は、「公訴事実の同一性」の範囲内で生ずるものと解する。

- (2) では、「公訴事実の同一性」について、いかに解すべきか。

ア この点について、当事者主義的訴訟構造（256条6項、298条1項、312条1項）の下、審判対象は検察官の主張する具体的犯罪事実たる訴因である。

とすれば、「公訴事実の同一性」は、訴因の限界を画する機能的概念にすぎないから、訴訟行為の一回性の見地及び被告人の防御権保障との調和の観点から決すべきである。

そこで、両訴因がア単一、かつ、イ同一といえれば「公訴事実の同一性」が認められるものと解する。

そして、アは実体法上の一罪といえるか、イは非両立性により判断すべきと解する。

- イ これを本件についてみるに、①②事件が包括一罪の関係にあれば、ア実体法上一罪であり、単一であるといえる。

しかし、①と②は被害者が別人であり、かつ、別の日時、場所で行われている。

したがって、①②は併合罪の関係にあり、実体法上一罪とはいえず、ア単一性が認められない。

- (3) 以上より、「公訴事実の同一性」は認められず、②事件に①事件の判決確定による一事不再理効は及ばない。

- 3 したがって、裁判所は甲の弁護人が主張する免訴判決をするべきではない。

第2 設問後段について

- 1 ①事件が常習傷害罪により判決が確定した場合に、①事件の判決確定による一事不

再理効が②事件に及ぶか。

2 (1) ①事件が常習傷害罪の場合、①事件よりも前に行われた②事件は常習傷害罪として①事件と包括一罪の関係となる。

よって、ア単一性は認められる。

(2) また、①事件と、①及び①よりも前に行われ包括一罪の関係にある②事件とは非両立の関係にある。よって、④非両立の関係にあるといえる。

(3) したがって、「公訴事実の同一性」が認められる。

3 以上より、①事件の一事不再理効が②にも及ぶから、裁判所は免訴判決をすべきである。

以上